社団法人日本技術士会北陸支部 富山県技術士会 第6回講演会 プログラム

日 時:平成18年11月25日(土) 15:00~18:00

場 所:富山地鉄ホテル 11 階会議室 (TEL: 076-442-6611)

司会 富山県技術士会事務局 竹内勝信

1.開会の挨拶(15:00~15:05)

富山県技術士会代表幹事森田清三

2.技術士会の最近の話題(15:05~15:45)

日本技術士会北陸支部幹事佐藤直衛

3. 低環境負荷型の新エネルギー開発(15:45~16:45)

富山大学工学部助教授 米山嘉治

休憩(16:45~16:55)

4.ねじのゆるみ機構とゆるみ防止(16:55~17:55)

富山工業高等専門学校助教授佐瀬直樹

5. 閉会の挨拶(17:55~18:00)

富山県技術士会副代表幹事境豊和

交流会(18:15~20:00)

社団法人日本技術士会北陸支部 富山県技術士会

2006年11月25日

佐藤直衛



会報「ほくりくの技術士」

- 会報「ほくりくの技術士」
- 第40号 2006年2月発行
- 第41号 2006年6月発行
- 第42号 2006年10月発行
- ほくりくの技術士活用のお願い





支部長会議報告から 都丸会長 語録



技術士の役割:

「社会・国民」「経営者・発注者」「生産者・受注者」の仲介 者としての位置づけと知恵出しの役割を有すること。

技術士会の仕事:

上記役割を果たすために、質の高い技術士の供給が技術 士会の仕事であること。特に技術士の資質の維持・向上 とその保証を確実にすることが重要である。技術士の資 質向上」のために、「技術士ビジョン21 - 組織制度改革 への行動指針 - 」の詳細検討を通じて組織の充実を図る。 政策委員会の活動状況 (永田副会長)



「組織制度改革への行動指針」(ブルーブック)と 「職域別技術士の位置づけ行動指針」(グリーン

の具現化(ビジュアル化)に取り組む。(会長の指示事項) 「技術士ビジョン21」「部門・部会検討特別委員会」 「会員拡大·技術士活性化推進特別委員会」 と連携を図りながら「技術士ビジョン21」に対応する。

「技術士ビジョン21」検討課題

21世紀の技術士像:技術士は科学技術全般の専門家として,広 い分野と職域で科学技術創造立国に向け、その中核となって 活躍し、広く国民から高く評価されている。

「組織・制度改革本部」を設置し、対応。

「CPD証明特別委員会」において対応。

3.技術士の位置づけ等に関わる課題

ビジョン策定特別委員会の中に3つのWG等を設置して対応。

- 4.国際化に関わる課題
- 5. その他の課題

職域別の技術者の位置づけ

技術士は「公共の安全、環境の保全、その他公益に関係の深い業務の責任者となる」 という業務独占資格への方向づけ、

- コンサルタント系の技術士
- コンサルタント系技術士の定義
- PEとCE資格制度の検討 CEの技術者倫理と現底責任 CPDの登録と細証の活用

- 企業内技術者系の技術士
- 技術士活用の働きかけ
- CPDの管備と細矩の活用
- 公務員技術者系の技術士
- 公務員技術士の役割の呼 技術士活用の働きかけ CPDの登録と細証の活用

- 教育・研究者系の技術士
- 教育・研究技術士の役割の明確化
- 技術上活用の働きかけ CPDの脊髄と細矩の活用
- 知的財産評価者等の技術士
- 知的財産評価者等の役割の明確化
- 弁護士・弁理士等との連携方策
- CPDの登録と観証の活用
- その他の技術士
- その他の技術士の範囲と定義
- MOTの位置づけ検討 NPO/NGOとの連携方筒
- CPDの脊髄と細矩の活用

(社)日本技術士会 政策委員会構成内容

小委員会 検討	主要な担当課題
1 基本事業	公益法人改革での本会の目的及び基本となる事業内容(定款第2.3条)の検討、再業施上記 の執行体報としての常数委員会等委員会組織の見直し青年技術上交流実行委員会の選 営・連携本都事務問組織改革(フラット化)
2 代議員制度	代銀្田制度等人の可否、具体的な制度設計 役員選挙報度の検討 会長直接機等制度の検討 協会の 国代 (国際報金資明) に向けた検討
3 地域組織	支部、府原単位の地方組織のあり方(理念等) 新地方組織への参行に向けた条件等の具体化 新地方指揮での需要機のあり方 現行の支部組織に関わる振振への対応
4 定款等議規定	基本事業児童し及び公益性人改革に対応した定款。 個階等結構定の民童し 機構定期の体系及び場合等児童し 要員会上面する現立の変定等場所可定と異わる課題の検針 開発・与に面する規定の検討 所属・毎日に関する規定の検討

技術士の義務と責任

- 公益確保等社会的責任
- 義務の履行
- 倫理要項の充実
- 面則規定の強化·徹底 計会的管路履行ガイドの作成
- 技術士の資置向上への實施
- CPDの運用
- 職域別CPDガイドの策定
- OJTのCPD単位の在り方検討 CPDの実践と課証方式
- 登録のシステム化 登録の制度化

- 技術士の国際的實務
- 国際的資格の取得と活用
- APECエンジニア登録のPR 相写景観(FTA)
- 国際競争への参画と技術交流 外国技術との技術交流のあり方

日本技術士会の役割と課題

 技術士業務の進歩・改藝、品位の保持・向上
技術士試験及登録機関としての役割
海外との技術協力の推進 ・ 会員交流と活用の場 日本技術士会の役割

- 技術士活用の推進と普及 制度等の充実と改善
- 公的機関での活用の働きかけ 技術士活用拡大計画
- 実織、CPD活用の有効性PR
- 海外活動の拡充強化
- 交流窓口開拓、相互承認促進 技術者相互交流と公的な貢献の拡大
- JABEEへの協力
- 審査員要件を満たす会員の選定
- 会員への審査員情報の提供
- CPDシステムの活用
- 学協会との連携
- CPD登録の徹底と職業資格・コンサルタント登録とCPD
- · APEC資格取得

技術士制度の普及・改善 行政機関、経済界・産業界、教育

報道機関等との連携強化

試験制度の改善振客 修習制度の充実

部門の見言し

- 日本技術士会の運営
- 理事会・委員会・支部・部会の連携
- 技術士会組織の在るべき姿
- 支部、部会、委員会の再構築 果技術士会との関係
- 選挙制度等の見宣し

「技術士ビジョン21」検討課題

実施することによって

- ・会員組織率の向上
- 各種サービスの充実
- 技術士相互交流基盤の整備
- 会員の社会的義務およびメリットの明確化

10

組織・制度改革への行動指針

ファイルタイプ: PDF/Adobe

ファイルタイフ: PDF/Adobe Acrobat -技術士ビジョン21」組織・制度 改革への行動指針、平成17年5 月、社団法人 日本技術士会… 日本技術士会は、今後会 員及び技術士。全体をどのよう に支援しつつ発展していくべき か、そのための組織制度はい

か、そのための組織制度はい かにあるべきか、といった重要 な課題を ... www.engineer.or.jp/topics/sosik iseido.pdf



1.日本技術士会の組織のあり方

1 - 1 基本理念

・「技術士ビジョン21」

技術士は科学技術創造立国実現への中核者及びリーダーとして、 あらゆる職域で社会に貢献する 平成17年3月現在の登録者数55,875人

日本技術士会の会員は10,898 人

今後の予測、 技術士数の増加会員&組織率向上に向てデ努力 近い将来数万人の会員を擁する団体となると予測している。 日本技術士会のあり方も方向転換を迫られる時代に入る。

このことを念頭におき、

社会と地域に密着した活動を支援できる日本技術士会の組織を 構築する必要がある。

技術士の役割と活動が社会に公開され、技術士全体の社会的 地位の向上、活躍の場の拡大、そして社会貢献・国際貢献がで きることを基本理念として組織のあり方を検討する。

1-2 本部組織と地域組織



日本技術士会は技術士法第6章の規定に基づいて設置されている。

同法のもとでは、法人格を持つ団体は日本技術士会のみであり、 地方(支部)および乗等の組織はその下部組織となる。しかし、現 行の定款、細則では支部、部会、そして委員会の設置までしか規 足していなに、

「って、近い将来に定款の変更(平成17 年度公益法人制度で 結果を受けて実施)及び循規則の変更が必要になることを複

第一段階の組織を構想した。

また会員が5万人程度になった場合には、連合会方式を含めた 第二段階の組織を想定して具体的な検討に着手する必要がある。

第一段階組織の基本型 20.01 W 具有物理生命 288 +11000.0 XHERO HITCH 想到来真众等 担け 出資サトス人物定立ての根準止する。 中・日本の工工は9五回とする。回復日刊は会員扱引 800 名を知えた場点 マ大井田立北田村する。 で大井田立北田村する。 位置末大屋 位別 日料町立北和川田も保存する。 全円乗和山田州トナモ。 N-1 IZERAO, K-MEMBORKE

第一段階



地方組織も果等組織も一定の - 定の条件が整った組織から正式に認定

既に製定されている果技術士会は早期に所定の条件を満たすように努力しなければならないが、それまでは経過措置を載じる。

- 所定の条件はつぎの事項を考慮して検討を進める。
- 第一段階の組織については、定款や細則の改定に合わせ、平成 19 年度から順次実行できるように準備する。

注記)県等とは都府県等を意味する。

15

所定の条件



- (1) 一定数(100 人程度)以上の会員を有している。
- (2) 県等技術士会の代表者の正式な呼称は代表とする。
- (3) 日本技術士会の会員は、本人の選択により居住所または勤務 地が所在する都道府県の会員に自動的になる。また、複数の県等 技術士会に加入できる。
- (4) 会費は日本技術士会に納入し、一部を支部に交付する。
- (4) 会議は日本状制工会にありい。 西北文庫によりする。 (5) 支部に交付された会費は、支部長の責任において県等技術士会に配分するが、複数組織に入会している者は1ケ所分とする。 (6) 支部及び県等技術士会は原則として会費を徴収しない(会員権によっ所要の交付金を記分できる条件が整った後)、ただし、地域の企業を対象とする協員会員を支部及び県等ことに設けるこ
- ・ (7) 公益法人として不適切な活動を行わない。

16

CPD 関連



(東北支部)

CPD記録の登録における更なる便利性向上を目指したシステ ム作りの促進を要望する。

要望の背景

関係学会とのCPD時間重み計数に関する相互認証を推進するよう。

土木学会では既にカードリーダーによる「自動登録」が進んでいる。

単一機関でのCPD登録記録が相互承認されるよう要望する。 会長&事務方での温度差

地域組織



地域組織問題

地域組織問題の検討は、支部長会議を活用することが、 有効である。

支部間の費用格差があると考えるので実態を調査する ことを提案する。

県等技術士会の現状調査が必要。

地方組織の現状 - 1



(北海道支部)

北海道支部と北海道技術士センター組織が有り、(H17 年度)今後センター組織の在り方を検討

(H18年度) 第41回支部総会報告

北海道技術士センターを解散し技術士会北海道支部に統合する方 向で検討することが承認された。非会員は支部の協質会員として 共同活動をする。

現行の本部からの交付金制度だけでの支部活動は困 難

19

地方組織の現状 - 2



東北支部

- ・支部および部門別会員数の推移
- ・各県技術士会は年会費6,000円を徴収、
- ·衛生工学·環境·上下水道部門/その他の部門/青年 技術士グループに分かれて部会活動を行っている。

20

地方組織の現状 - 3



- 中·四国支部
- ・中・四国支部と各県技術士会(9県)は区分されている。

21

地方組織の現状 - 4



九州支部

- ・支部とセンターの2つで構成
- 技術士センターを技術士会員に一本化
- 北海道支部に続き進めてゆきたいと計画しています。
- ・支部会員への移行が次第に増加
- ·現在では支部会員400名 & センタ 会員400名
- ·佐賀,熊本,宮崎では独自NPO法人

22

地方組織の現状 - 5



(北陸支部)

- ・日本海沿の4県に跨がる長広い地域。
- ·本部助成金 旅費交通費問題
- ・会員に対するサービスの在り方
- ·自6の財政が不安定 県技術士会の財政問題

地方組織の現状 - 6



中部支部

- ・支部組織強化のための在り方について検討。
- *体制強化(職員雇用、合同事務所の開設等)
- *賛助会員の募集開始(平成18年度から)
- ・静岡県は法人化を進めている。
- ·県職員の組織を作るように要請している。(岐阜県、愛知県は済み)
- ・企業内技術士の会の結成を要請することにしている。

支部会計の外部委託について



- ・目的 本部・支部の会計基準を統一すること
- ·質疑 今の支部会計でまずいのか

本部の収支決算書の形式に則ってもらえばよい。

事務管理上、経費の削減上よい。 費用も本部負担とすべきである。

○ 都丸会長…基本的に了承する。 これで本部・支部の連結決算化が完成。

平成18年度からその方向で進める。 本件の詳細な手続きについては、本部が早急に整理し、 各支部に指示することになった。

会員拡大策



「会員拡大策」

拡大策1=勧誘

会長による呼びかけをお願いしたい。 企業のトップへの呼びかけ、

JABEEによる増加する修習技術者への働きかけ。

拡大策2 = CPDの活用

継続研鑽記録の認定と登録制度の確立。

26

会員拡大策 - 2



会社訪問では限界がある。入れる人は既に全員入会した。

センター所属会員は支部会員に移行済み。(北海道)

会員拡大インセンティブ施策は技術士に馴染まない(北陸) 会員拡大策として、従来の"お願い"では限界に来ているの

技術士の實務である資質の向上を前面に打ち出し、CPDに関する証明書を制度化し証明書を持たないものは真の技術士とは認めない制度 とすべきではないか。

27

「技術提案書」の「評価基準」

におけるCPD証明書の提出について

- ·国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所
- **「提案書」の提出要請書送付に** 評価項目中のこれまでの資格要件(専門知識 行技術力)+日本技術士会が発行するCPD証 が優位評価されることが報告



会員への相互交信



情報連絡

900名の会員に対する連絡方法の実態について報告さ れた。メールで連絡できる会員数が61%であることか ら、将来100%にしたいと希望された。

(中四国)

さて、北陸は!

会員名簿



(近畿支部)

- 1.名簿の整備
- ・個人情報保護方針に基づき、体制づくり、取扱者の研修 を行う。
- ·内容の限定利用を認める会員名簿を整備する。(業務の 受託ができる内容の名簿)
 - 新合格者名簿(案内を希望する人に限る) 支部行事・講演会等の案内に利用。 これを通じて会員拡大につなげる。

修習技術者支援体制 -1

(九州支部)

- (1) 修習技術者の情報
- (2) 指導技術者への支援
- (3) さらに、指導技術者につ いての指導マニュアルも あったほうが良い。



31

修習技術者支援体制 -2



- ・支部 指導技術者の遺任、依頼 の悩み
- ・修習技術者の支援については、 文部科学省、日本技術士会の支援が必要。
- 指導技術者について
- 先ず、技術士会に入会して貰い、部会その他の技術士との交流の中から指導技術士を見つけるよう指導したい。
- - 指導に役立つものに改訂して欲しい。
- ··JABEE修習技術者

32

技術士第二次試 験試験方法改正

技術士第二次試験の試験 方法の改正」動向について

- a) 週択科目関係
- 柄的体験については口頭にて重点的に同うこととし、 犯試験から廃止する。 には験合を終生し
- 筆記試験合格者は口間試験 に技術的体験値文(関表等を 含め3,000字以内でA4用 紙2枚以内
- とし、白黒とする。) を口頭試験の一部として提出することと



公益法人制度の改革



公益法人制度の改革は100年来のもの、

昨年12月24日の閣議、今後の行政改革の方針として取決め。 現行公益法人(民法に基づく社団,財団)設立に係る許可制度改

法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、

公益性の有無に関わらず登記により設立出来る一般的な非営利 法人制度を創設する。

更に、これまで関係官庁で行って来た公益法人の設立許可等も、 民間有職者らによる委員会で一般的な非営利法人の公益性を 判断する仕組みとすることが内閣官房より報らされた。

行政改革



政府は、

平成12年(2000年)12月に行政改革大綱を 閣議決定

平成17年(2005年)までの間を目途

様々な分野の行政改革を集中的・計画的に進めた

平成16年(2004年)12月に

「今後の行政核の方針」を閣議決定

平成17年(2005年)12月に

「行政改革の重要方針」閣議決定。

平成18年通常国会にて成立

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に 関する法律(行政改革推進法。平成18年法律第47号)」

法律は、



各重点分野

政策金融改革、 独立行政法人の見直し、 特別会計改革

総人件費改革 政府の資産・債務改革

などにおける改革の基本方針、 推進方策等を定めるとともに、 総合的に推進するため、

行政改革推進本部を設置すること等を盛り込んだ法律、

行政改革推進法等の施行



< 行政改革推進本部事務局が 担当する行政改革分野 >

> 特殊法人等の改革 公務員制度の改革 公益法人の改革

> > 3

公益法人制度の概要

公益法人制度改革とは?

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、 現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対 応

するため、

従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度 を ・

改め、

登記のみで法人が設立できる制度を創設するとと

そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的 とする法人については、民間有識者による委員 会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創 設した。

39

公益法人制度改革 関連3法の概要



一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法 2

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公 益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

及び の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備する。





制度改革のポイント



- 一般社団法人·一般財団法人
- 公益社団法人·公益財団法人
- 新制度への移行
- 税の優遇措置
- 中間法人とNPO法人

認定される23の事業 - 1

- •(1)学術、科学振興
- •(2)文化、芸術振興
- (3)障害者、生活困窮者、事故・災害・犯罪の被害者支援
- ・(4)高齢者福祉の増進
- ・(5)勤労意欲のある人への就労支援
- ・(6)公衆衛生の向上
- ・(7)児童、青少年の健全育成
- ・(8)勤労者の福祉向上
- (9)教育、スポーツを通じて国民の心身の健全発達に寄与
- (10)犯罪防止、治安維持
- (11) 事故や災害の防止
- ・(12)人種、性別などによる不当差別の防止、根絶

認定される23の事業 - 2

- (13)思想、良心の自由、信教の自由、表現の自由の尊 重や擁護
- (14)男女共同参画社会の形成推進 (15)国際相互理解の促進、開発途上国への国際協力 (16)地球環境保全、自然環境保護
- (17)国土の利用、開発、保全
- (18) 国政の健全な運営確保に資する
 - (19)地域社会の健全な発展
- (20)公正、自由な経済活動の機会確保
- (21) 国民生活に不可欠な物資、エネルギーの安定供給 の確保
- (22)一般消費者の利益の擁護、増進
 - (23) 公益に関する事業として政令で定めるもの

会員増強

・複数の支部長から

「会員増強に関して住所・アドレス の公開はできないか」との問いに対 して、

北村副会長らから「会員情報の公開 ルールを鋭意作成するので、今しば らく猶予願いたい」との答弁があっ た。

46

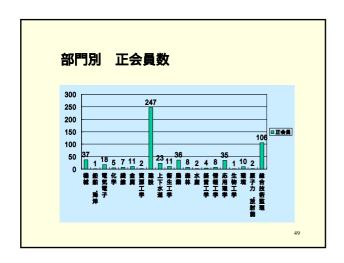
技術士会入会のメリット

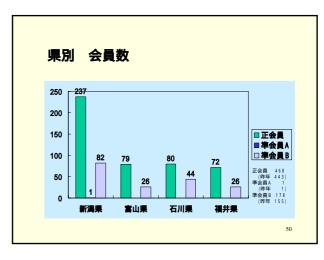


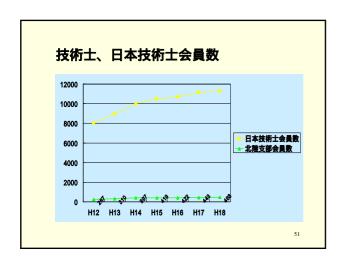
技術士会入会のメリットはCPDにある。 CPD制度を確実にすることが会員の拡大に繋がる。 CPD制度は、会員拡大策と並行で行う。

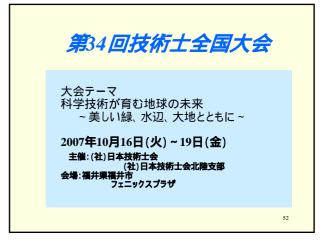
北陸支部活動

- (1)知名度社会的認知のための行動
- (2)会員の増強
- (3)試験の支援
- (4)「ほくりくの技術士」発行
- (5)修習技術者支援と研修
- (6)研修会、見学会、発表会等の実施
- (7)支部管内における業務開拓













来年は 北陸,福井で お会いしましょう (社)日本技術士会北陸支部 第34回技術士全国大会・実行委員会

